

○甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱

平成25年4月1日

告示第24号

甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（平成16年甲賀市告示第68号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、**重度の心身障害の状態にある老人等**が医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 福祉助成費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）**高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に定める者**のうち、次のいずれかに該当する者（以下「重度心身障害老人」という。）

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「手帳交付者」という。）で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表」という。）に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知的障害の程度が重度と判定された者

ウ 手帳交付者で、障害の程度が規則別表の3級に該当する者で、更生相談所において知的障害の程度が中度と判定された者

エ 手帳交付者で、障害の程度が規則別表の3級に該当する者

オ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で恩給法（大正12年法律第48号）第49条ノ2表第1号表ノ2及び、第49条ノ3表第1号表ノ3に該当する者

（2） 高齢者の医療の確保に関する法律第50条に定める者のうち、甲賀市福祉医療費助成条例（平成16年甲賀市条例第90号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する母子家庭の母等又は同条第5号に規定する父子家庭の父等に該当する者

(3) 他の市町村に居住する重度心身障害老人で、市長が医療費の助成を必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、重度心身障害老人のうち、当市の区域内に所在する条例第2条第8号の2に規定する障害者支援施設等（以下「障害者支援施設等」という。）に入所したことにより、他の市町村から当市の区域内に住所を変更したと認められる者（第2条第1項第1号エ又はオに該当する者を除く。）であつて、当該重度心身障害老人又は当該重度心身障害老人の配偶者若しくは当該重度心身障害老人の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害老人の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉助成費については、前々年の所得とする。）が、甲賀市福祉医療費助成条例施行規則（平成16年甲賀市規則第61号。以下「規則」という。）第3条の2に定める額を超えないものは助成対象者としな

（住所地特例）

第3条 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、当市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる重度心身障害老人（第2条第1項第1号エ又はオに該当する者を除く。以下第3条において同じ。）であつて、当該重度心身障害老人又は当該重度心身障害老人の配偶者若しくは当該重度心身障害老人の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害老人の生計を維持するものの前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉助成費については、前々年の所得とする。）が規則第3条の2に定める額を超えないものは、第2条第1項に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度心身障害老人が継続して2以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前の当市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

（助成の範囲）

第4条 市長は、助成対象者の疾病又は負傷について、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する後期高齢者医療給付が行われた場合において、当該後期高齢者医療給付の額（助成対象者が同法第67条第1項の規定による一部負担金を支払わなければならない場合にあつては、当該後期高齢者医療給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（同法第74条第2項に規定する食事療養標準負担額及び同法第75条第2項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たな

いときは、当該助成対象者に対しその満たない額に相当する額を福祉助成費として助成する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 第1項の助成対象者のうち、第2条第1項第1号エに規定する者（以下「障害3級該当者」という。）に係る福祉助成費については、第1項の規定により算出した額から別表で定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉助成費として助成する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、福祉助成費は、助成対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉助成費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が規則第3条の2に定める額を超えるときは、助成しない。障害3級該当者の配偶者の前年の所得又は当該障害3級該当者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該障害3級該当者の生計を維持する者の前年の所得が規則第3条の2に定める額を超えるときも同様とする。

（助成券の交付）

第5条 福祉助成費の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等福祉助成券交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（助成券）

第6条 市長は、助成対象者から申請があった場合、福祉助成費の助成を受けることができる重度心身障害老人等福祉助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

（助成券の提示）

第7条 助成対象者は、福祉助成費の助成を受けようとする場合は、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）において医療等を受ける際、健康手帳及び助成券を提示しなければならない。

（助成の方法）

第8条 市長は、助成対象者が前条に定めるところにより滋賀県内の保険医療機関等において第4条第1項の規定による医療等を受けた場合には、福祉助成費として、助成対象者に代わり当該保険医療機関等に支払うものとする。

(助成方法の特例)

第9条 第7条及び前条に定める助成の方法により難しい場合において、福祉助成費の助成を受けようとする者は、重度心身障害老人等福祉助成費助成申請書(様式第3号)を市長に提出することにより助成を受けることができる。

(受給権の保護)

第10条 この告示による福祉助成費の助成を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により福祉助成費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(以下「新要綱」という。)第3条の規定は、この告示の施行の日前に他の市町村の区域内に所在する新要綱第2条第2項に規定する障害者支援施設等(以下「障害者支援施設等」という。)に入所したことにより、当市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる新要綱第3条に規定する重度心身障害老人であつて、当該重度心身障害老人又は当該重度心身障害老人の配偶者若しくは当該重度心身障害老人の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害老人の生計を維持するものの前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。)が新要綱第3条に規定する額を超えないものについても、適用する。

3 この告示の施行の際、現に改正前の甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(以

下「改正前要綱」という。)第4に規定する受給券の交付を受けている改正前要綱第2に規定する助成対象者であって、この告示の施行の日前に当市の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、同日前に滋賀県以外の都道府県から当市の区域内に住所を変更したと認められるものは、当分の間、新要綱第2条第1項に規定する助成対象者とみなす。

別表（第4条第3項関係）

区分	金額	備考
入院	1日当たり1,000円	自己負担金は、同一の医療機関（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。）ごとに、1箇月につき14,000円を限度とする。
通院又は指定訪問看護	1診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書当たり500円	(1) 1箇月当たりの自己負担金が左の金額に満たないときは、当該金額とする。 (2) 調剤報酬明細書には適用しない。

様式第1号(第5条関係)

重度心身障害老人等福祉助成券交付申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住 所
氏 名 ⑩

甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱第5条の規定により、助成券を交付されたく申請します。

助成対象者	ふりがな		男・女	年 月 日生
	氏 名			
	居 住 地			
福祉番号			受給者番号	
加入保険	記号及び番号		保険者名	
後期高齢者医療被保険者番号				
身障手帳番号	第 号	身障等級	級	
療育手帳番号	第 号	療育程度	A ・ B	

(注)ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。

様式第2号(第6条関係)

(表)

滋 賀 県 内 の み 有 効	
㊦ 重度心身障害老人等福祉助成券	
福 社 番 号	受 給 者 番 号
受 給 者	居 住 地
	氏 名
	生 年 月 日
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
発行機関の 長 及 び 印	
交 付 年 月 日	
自 己 負 担 金	自己負担金がある場合には重度心身障害老人等福祉助成費 助成要綱別表に定める以下の自己負担金が必要です。 入院:1日当たり1,000円(月額14,000円限度) 通院:1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)

(裏)

注 意 事 項

- 1 この券は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める医療を保険医療機関等で受けたとき、支払うべき一部負担金(高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による)を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等で受療するときは、後期高齢者医療被保険者証にこの券を添えて提出してください。
- 3 この券の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るとともに、受給中の医療機関に届け出てください。
- 4 この券を破損し、汚損し、又は亡失したときは、市長から再交付を受けてください。
- 5 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。
- 6 この券では、初診時の特定療養費、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代及び室料差額等の経費は、公費負担されません。
- 7 この券は、他人に譲り渡すことはできません。

重度心身障害老人等福祉助成番号

県 事 業	82	重度心身障害者
	83	母子家庭
	84	父子家庭
市 事 業	85	重度心身障害者
	86	母子家庭老人等

様式第3号(第9条関係)

重度心身障害老人等福祉助成費助成申請書

年 月 日

甲賀市長 あて

住 所

申請者

氏 名

㊟

甲賀市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱第9条の規定により、福祉助成費の助成をされたく申請します。

助成申請額	金 円
受療年月	年 月分(入院・通院)
助成券番号	福祉番号 受給者番号
助成対象者氏名	
摘 要	

振込希望 金融機関	銀行 信組 信金 農協	本店 支店 本所 支所	普通 当座
	口座番号	ふりがな 口座名義人	

(注) 1 ※印欄は記入しないでください。

2 ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。

※ 支払決定額

円

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第9条関係)